

◎新潟県告示第860号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び十日町地域振興局において縦覧に供する。

平成25年7月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 区域の名称

田川町（追加）急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から16号までを順次結んだ線及び標柱16号と1号を昭和57年4月6日新潟県告示第1147号で指定した田川町急傾斜地崩壊危険区域に沿って結んだ線に囲まれた区域

十日町市新座

甲135番1	1号及び4号
甲135番30	2号
甲135番23	3号
甲137番	5号
甲139番1	6号
甲141番2	7号及び8号
甲263番4	9号
甲263番10	10号
甲121番3	11号
甲2番10	12号から16号まで